所管説明

●所管説明
教育庁　義務教育課
教育庁　学校安全・体育課

1　パブリックコメントの実施結果

○　意見の募集期間
　　令和８年７月１日～７月３１日

○　意見の件数
　　１７件

○　意見の内容
　　①ガイドラインの内容に関するもの　４件
　　②部活動改革の取組に関するもの　１３件

意見の内容

①ガイドラインの内容に関するもの
・地域クラブの在り方の再検討
・地域クラブや指導者への財政支援　　など

②部活動改革の取組に関するもの
・施設・設備の管理
・移動手段の確保　　など

２　ガイドラインの最終案

（１）策定の趣旨

1　策定の趣旨

国の動きに対応するとともに、県内市町による部活動地域展開を加速させるため、本県の目指す方向性の共通理解を図るべく、県ガイドラインを作成する。

（２）県のガイドラインの期間

2　策定の趣旨

令和８年度～令和１３年度（６年間）

※国ガイドラインと同じ

（３）素案からの変更案

表記等の修正箇所

修正箇所

○全体〔表頭整理、半角スペースの整理〕
●→○へ。併せて表頭の位置を調整
文書中各所にあった半角スペース削除
0.5文字分しか空きがなかった箇所を１文字空きに修正

○P6〔体裁〕
「・」が半角になっていたため、全角に修正

○P7〔誤字〕
「暴言・暴力」→「暴力・暴言」に修正

○P27・P29〔改行位置〕
「Ⅴ」「Ⅵ」がページ途中から始まっていたため、ページ切り替え

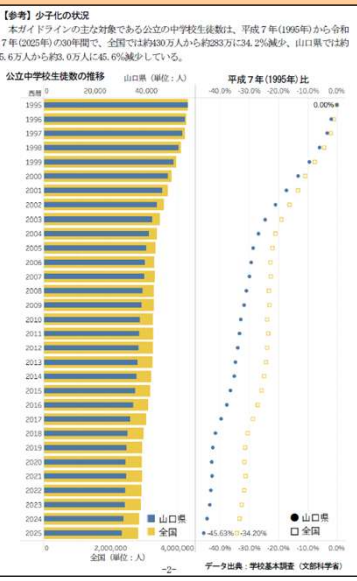
○別冊P7，P10、P11、P13〔半角スペース削除〕
「暴力」の後についていた半角スペースを削除

○別冊全体〔表頭整理、半角スペースの整理〕
表頭の位置を調整
文書中各所にあった半角スペース削除
0.5文字分しか空きがなかった箇所を１文字空きに修正

①協議会等での意見を踏まえた対応

はじめに（本ガイドラインの趣旨・対象等）

本ガイドラインの対象

素案	最終案
	

Ⅲ　地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1　推進体制の整備
（１）地方公共団体における体制整備
（２）国・県・市町等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
（３）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
（４）関係団体等・大学・民間企業との連携
2　各種課題への対応
（１）運営団体・実施主体の整備等
（２）指導者の確保・育成
（３）活動場所の確保
（４）活動場所への移動手段の確保
（５）生徒の安全・安心の確保
（６）障害のある生徒の活動機会の確保
3　生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

（２）指導者の確保・育成　①基本的な考え方

素案	最終案
●地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材等から、質・量ともに十分な指導者を確保することが不可欠。 ●部活動の地域展開に当たっては、活動内容の質的な向上も図る必要があり、そのためには、参加者が中学生等であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が行われることが重要（「認定地域クラブ活動指導者」登録制度については、別冊資料①の別紙２を参照）。 ●指導者の確保に当たっては、人材バンクの設置等を通じて地域の多様な人材の発掘・マッチングなどを進めるとともに、指導を希望する教師等の兼職兼業を促進することも重要（教師等の兼職兼業についての詳細は、Ⅵの１を参照） ●県及び市町は、多様な指導人材と認定地域クラブとのマッチングを促進するとともに、指導者の裾野拡大や指導者の負担軽減に向け、指導補助者や見守り者の確保・育成も図る。	●地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材等から、質・量ともに十分な指導者を確保することが不可欠。 ●部活動の地域展開に当たっては、活動内容の質的な向上も図る必要があり、そのためには、参加者が中学生等であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が行われることが重要（「認定地域クラブ活動指導者」登録制度については、別冊資料の別紙２を参照）。 ●指導者の確保に当たっては、人材バンクの設置等を通じて地域の多様な人材の発掘・マッチングなどを進めるとともに、指導を希望する教師等の兼職兼業を促進することも重要（教師等の兼職兼業についての詳細は、Ⅵの１を参照）。 ●県及び市町は、多様な指導人材と認定地域クラブとのマッチングを促進するとともに、指導者の裾野拡大や指導者の負担軽減に向け、指導補助者や見守り者、クラブの運営や事務責任者等の確保・育成も図る。

Ⅲ　地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1　推進体制の整備
（１）地方公共団体における体制整備
（２）国・県・市町等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
（３）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
（４）関係団体等・大学・民間企業との連携
2　各種課題への対応
（１）運営団体・実施主体の整備等
（２）指導者の確保・育成
（３）活動場所の確保
（４）活動場所への移動手段の確保
（５）生徒の安全・安心の確保
（６）障害のある生徒の活動機会の確保
3　生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

3　生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

素案	最終案
○　そのためには、アンケート調査の実施等を通じて、幅広い生徒等の問題意識やニーズを的確に把握し、その結果を具体的な活動に反映させることが重要。また、活動開始後も、満足度や課題感に関して定期的にアンケート調査等を行うことで、活動の質の向上や課題の早期発見・解決に努めることが重要。 ○　生徒が自らの希望に合った地域クラブ活動に出会うことができるようにするためには、地方公共団体及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、地域クラブ活動に関する情報等を分かりやすく生徒・保護者に提供することが必要。その際、確実かつ円滑な情報提供等のためには、小学校・中学校等と密接に連携しながら対応することが重要。	○　そのためには、アンケート調査の実施等を通じて、幅広い生徒等の問題意識やニーズを的確に把握し、その結果を具体的な活動に反映させることが重要。また、活動開始後も、満足度や課題感に関して定期的にアンケート調査等を行うことで、活動の質の向上や課題の早期発見・解決に努めることが重要。 ○　生徒が自らの希望に合った地域クラブ活動に出会うことができるようにするためには、地方公共団体及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、地域クラブ活動に関する情報等を分かりやすく生徒・保護者に提供することが必要。その際、確実かつ円滑な情報提供等のためには、小学校・中学校等と密接に連携しながら対応することが重要。 ○　地域クラブ活動には、競技力向上を重視するクラブもあることから、生徒が自らの希望に沿った地域クラブ活動かどうかを判断できるよう、各クラブが活動理念を明確に示すことが重要。

②国からの通知を踏まえた対応

国からの通知

○５月１９日
部活動の遠征等における安全確保について（通知）

部活動の遠征等における安全確保について留意する点等

○６月３０日
「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて（通知）

文部科学省と国土交通省において、学校教育等に関する移動の安全確保のための対策のとりまとめ

部活動の遠征等のおける安全確保について（令和８年５月）概要

１．部活動の移動も含めた校外活動時の安全確保について
・部活動における遠征や遠距離の会場における大会・コンクールへの参加を含め、校外で活動を行う際には、生徒の安全確保に万全を期す

２．事業者との適切な契約の終結等について
・事業者に貸切バス又はタクシーによる運送を依頼する場合は、貸切バスやタクシーによる運送の依頼であることを明確に伝えた上で、国から貸切バス事業又はタクシー事業の許可を受けた者と適切に契約を行う
・乗車当日もナンバープレートの色等を乗車前に確認
・事業者から運送引受書の交付を受け、記載内容に問題がないか確認することにより、契約内容を明確化
・学校等が所有する自動車やレンタカー事業者等から手配した自動車を利用する場合は、運転者が適切な運転免許を保持していることや、当該自動車が適切な保険に加入していることの確認
・実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記するとともに、運転者の変更がある場合は予めレンタカー事業者の承諾を得るなど、貸渡約款を遵守

３．遠征等の必要性や移動手段の検討について
・長距離や長時間にわたる移動が必要となる遠征等については、学校教育活動の一環である部活動として実施することが必要かどうか、その必要性について検討
・無理のない移動を計画
・地域の実情等も踏まえつつ、バスによる移動に加えて、利用可能な範囲での公共交通機関の利用も含めて移動手段の検討

４．部活動中の安全確保と事故発生時の対応について
・事故発生に備えた事前の取組として、活動内容の規模や内容に応じた必要な教職員等の配置、緊急連絡体制の決定、教職員に対する研修
・部活動中に事故等が発生した際は、生徒の安全確保と生命維持を最優先に対応し、救命処置や応急手当、119番や110番通報、管理職や養護教諭等への連絡、保護者への連絡、医療機関の受診、学校設置者への報告等を迅速に実施

５．全体について
・顧問の教師等任せにせず、所管する教育委員会など学校の設置者や学校組織全体で対応

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和８年６月）概要 ①

令和８年５月、部活動の遠征のためのバスによる移動中に死傷者が出る重大な事故が発生したことを受け、文部科学省と国土交通省は「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」を設置し、自動車による移動時の安全確保について対策をとりまとめた。

１．事故の概要

○ 令和８年５月６日、学校法人北越高等学校の部活動の遠征のため、**マイクロバスによる移動中に、生徒に死傷者が出る重大な事故が発生**

○ **事故に至る経緯等**については現在も捜査中であるが、**北越高校と浦原鉄道との間で認識が異なっている状況**。両者は、当該バスの手配について、**事前に見積書や契約書を交わしていなかった**と回答

２．今後の対策

※以下の通り読み替えて、**部活動の地域展開による地域クラブ活動にも適用**
「学校」 →「地域クラブ活動の運営団体・実施主体」　「学校の管理職」 →「地域クラブ活動の運営団体・実施主体の責任者」
「部活動」→「地域クラブ活動」　「教職員」 →「地域クラブ活動のスタッフ・指導者等」

○ **教育課程内の活動**においては、移動が必要となる場合、**原則、公共交通機関、貸切バス等又はスクールバスを利用することが基本**。**教育課程外その他の活動**においても、特に長距離・長時間の移動が必要となる場合、**地域の実情も踏まえつつ**、利用可能な範囲で、**公共交通機関等の利用も含めて移動手段を検討**することが重要

（１）ガバナンスの徹底

○ **学校の設置者は**、学校教育等における移動の安全確保について設置する学校に対して**適切に管理運営**。**学校及び交通事業者等は**、安全確保のための措置について、契約内容等の書面での確認を含め、**担当者任せにせず、組織として対応**

○ **学校の管理職は、学校における「安全管理の責任者」**であり、学校外で行う部活動を含む学校管理下の校外活動のための児童生徒の引率計画や教職員の出張について、**書面等による事前承認を含む安全管理を徹底**

○ **学校は**、児童生徒の校外活動の計画について、書面等により、**保護者に対して事前に連絡**

（２）適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

○ **学校は、法令に基づく許可又は登録を受けた交通事業者等であることを確認**するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考にするなど、**適切に交通事業者等を選定**

○ **貸切バス事業者、レンタカー事業者、旅行業者は、事前に学校に対して書類の交付が必要な場合、適切に交付**

○ **学校、交通事業者等ともに**、自動車の利用前に、**見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化**。**契約に関する書面については整理して保存**

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和８年６月）概要 ②

（３）レンタカーでの契約の在り方

○ **学校は**、レンタカーを利用する場合、**レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず**※1 **、自らが借受人となってレンタカー事業者と契約**を行い、貸渡証を受領し、当日携行

○ **学校は**、レンタカー契約に際して、**実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記**するとともに、マイクロバスを借り受ける場合における運行区間、行先、利用者人数、使用目的等を網羅的かつ適切にレンタカー事業者に申請

○ **レンタカー事業者以外の事業者等は、学校に代わってレンタカーを手配しない**※1

※1 法令上の登録を受けた旅行業者等を介してレンタカーを手配する場合を除く。

（４）自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活用

○ **学校の教職員は**、部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、自家用自動車やレンタカーを使用する場合、「**安全管理チェックシート**」を参考に、**①事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認**、**②当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認**を行う

その際、**学校の管理職は**、引率計画や移動計画等について、書面等による**事前承認を徹底**


安全管理チェックシート

（５）運転者の手配の在り方

○ **学校は**、自家用自動車やレンタカーの使用の際には、**学校自らの責任で**、**運転者を直接手配**すること又は**関係法令で認められている事業者等**※2**に直接依頼し、適切に契約**

○ **事業者等は**、関係法令で認められている場合を除き、**運転者の手配の依頼があっても、手配しない**

○ **学校は**、その責任において手配する運転者について、**適切かつ有効な運転免許を保有**していることや、**事故歴・交通違反歴等**の懸念事項がないことを**事前に確認**

※2 自家用自動車管理業者や許可を受けている労働者派遣事業者又は職業紹介事業者等

（６）教職員等の同乗について

○ **学校は**、児童生徒の発達段階も踏まえつつ、**自動車に教職員等**（部活動指導員、保護者等も含む。）**が同乗することが望ましい**ことを踏まえ、**必要な教職員等を適切に配置**

（７）安全意識の啓発・研修等

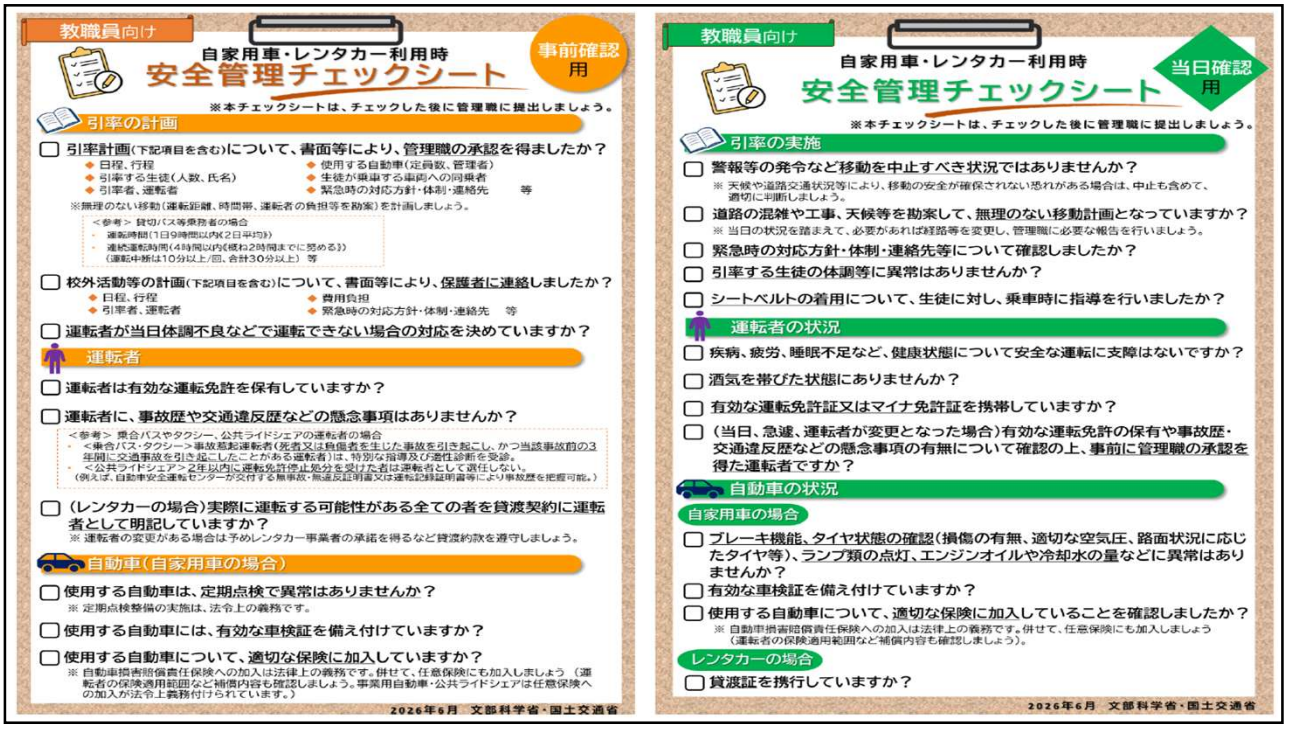
○ **学校の設置者は**、学校の管理職や児童生徒の引率において運転者となることが想定される教職員を対象として、安全管理の責任者や運転者としての**安全意識の啓発・研修等を実施**することが望ましい

○ **学校の管理職は、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努める**とともに、**国土交通省の地方運輸局等においても**、教育委員会や都道府県私学担当部局その他校長会・教頭会等が学校の管理職に対して研修を実施する際に、運輸安全マネジメントの啓発を行うなど、**研修への協力に努める**

学校教育等における移動手段の類型と留意事項

移動手段	学校等で使用が主に想定される場面	手配を行う者	運転者	留意事項	
				車両の手配・管理	運転者の手配・管理
貸切バス、タクシー等 A ※スクールバス（事業者所有車両）を含む	・通学 ・教育課程内の活動（修学旅行等） ・教育課程外の活動（部活動） 地域クラブ活動	・学校教職員 ・宿泊を伴う活動であれば旅行業者を通じた手配も想定（管理職の承認） 地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等	車両を有する事業者の運転者	・法令に基づく許可を受けた事業者であることの確認 ・書面による契約内容の確認 ・乗車前のナンバープレートの色（いわゆる緑ナンバー）の確認 ・貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考 ＜貸切バス＞ ・運送引受書の受領（契約内容の確認） ＜タクシー＞ ・契約内容の確認	
公共ライドシェア（自家用有償旅客運送） B	同上	学校教職員（管理職の承認）	自治体等の運送主体が確保した運転者	・法令に基づく登録を受けた事業者であることの確認 ・書面による契約内容の確認	
スクールバス（学校、設置者所有） C		地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等がスクールバス所有者を介して手配 ※自治体が運営する地域クラブが当該自治体のスクールバスを活用する場合等	・指定された教職員 ・学校または設置者が手配した運転者	・道路運送車両法による以下の義務の履行 ➢ 自動車の使用者は、日常点検整備や定期点検整備などを行う必要 ➢ 定員11～29名以下のバスを2台以上、定員30名以上のバスを1台以上所有している場合は、整備管理者の選任が必要	・道路交通法による以下の義務の履行 ➢ 適切な運転免許の保有や過労運転等の禁止等 ➢ 定員11名以上の自動車を所有しているなどの場合、安全運転管理者を選任し、運行計画の作成、点呼による運転者の疲労等の確認、アルコール検知等の実施
自家用車（教職員、同窓会、保護者会等が所有・管理する車両） D	教育課程外の活動（部活動） 地域クラブ活動	学校教職員（管理職の承認） 地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等	・教職員、保護者等の学校関係者 ・学校が手配した運転者 地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ、保護者、指導者等	・「安全管理チェックシート」参照 ・運転者は自らの責任で手配	
レンタカー E				・法令に基づく許可を受けた事業者であることの確認 ・学校が自ら借受人となってレンタカー事業者と契約 ・運転の可能性のある者の事前連絡を含む、貸渡約款の遵守 ・貸渡証の受領（契約内容の確認・運転時の携行）	・「安全管理チェックシート」参照 ・車両を貸し出す事業者に依頼して運転者を手配してもらうのは不可

※【A～E】は取りまとめ文書との対応関係



教職員向け

自家用車・レンタカー利用時

安全管理チェックシート

事前確認用

※本チェックシートは、チェックした後に管理職に提出しましょう。

引率の計画

☐ 引率計画（下記項目を含む）について、書面等により、管理職の承認を得ましたか？
- 日程、行程
- 引率する生徒（人数、氏名）
- 引率者、運転者
- 使用する自動車（定員数、管理者）
- 生徒が乗車する車両への同乗者
- 緊急時の対応方針・体制・連絡先　等

※無理のない移動（運転距離、時間帯、運転者の負担等を勘案）を計画しましょう。

＜参考＞ 貸切バス等乗務者の場合
- 運転時間（1日9時間以内(2日平均)）
- 連続運転時間（4時間以内(概ね2時間までに努める)）
（運転中断は10分以上/回、合計30分以上）等

☐ 校外活動等の計画（下記項目を含む）について、書面等により、保護者に連絡しましたか？
- 日程、行程
- 引率者、運転者
- 費用負担
- 緊急時の対応方針・体制・連絡先　等

☐ 運転者が当日体調不良などで運転できない場合の対応を決めていますか？

運転者

☐ 運転者は有効な運転免許を保有していますか？

☐ 運転者に、事故歴や交通違反歴などの懸念事項はありませんか？

＜参考＞ 乗合バスやタクシー、公共ライドシェアの運転者の場合
- ＜乗合バス・タクシー＞事故惹起運転者（死者又は負傷者を生じた事故を引き起こし、かつ当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者）は、特別な指導及び適性診断を受診。
- ＜公共ライドシェア＞2年以内に運転免許停止処分を受けた者は運転者として選任しない。
（例えば、自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により事故歴を把握可能。）

☐ （レンタカーの場合）実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記していますか？
※ 運転者の変更がある場合は予めレンタカー事業者の承諾を得るなど貸渡約款を遵守しましょう。

自動車（自家用車の場合）

☐ 使用する自動車は、定期点検で異常はありませんか？
※ 定期点検整備の実施は、法令上の義務です。

☐ 使用する自動車には、有効な車検証を備え付けていますか？

☐ 使用する自動車について、適切な保険に加入していますか？
※ 自動車損害賠償責任保険への加入は法律上の義務です。併せて、任意保険にも加入しましょう（運転者の保険適用範囲など補償内容も確認しましょう。事業用自動車・公共ライドシェアは任意保険への加入が法令上義務付けられています。）

2026年6月　文部科学省・国土交通省

教職員向け

自家用車・レンタカー利用時

安全管理チェックシート

当日確認用

※本チェックシートは、チェックした後に管理職に提出しましょう。

引率の実施

☐ 警報等の発令など移動を中止すべき状況ではありませんか？
※ 天候や道路交通状況等により、移動の安全が確保されない恐れがある場合は、中止も含めて、適切に判断しましょう。

☐ 道路の混雑や工事、天候等を勘案して、無理のない移動計画となっていますか？
※ 当日の状況を踏まえて、必要があれば経路等を変更し、管理職に必要な報告を行いましょう。

☐ 緊急時の対応方針・体制・連絡先等について確認しましたか？

☐ 引率する生徒の体調等に異常はありませんか？

☐ シートベルトの着用について、生徒に対し、乗車時に指導を行いましたか？

運転者の状況

☐ 疾病、疲労、睡眠不足など、健康状態について安全な運転に支障はないですか？

☐ 酒気を帯びた状態にありませんか？

☐ 有効な運転免許証又はマイナ免許証を携帯していますか？

☐ （当日、急遽、運転者が変更となった場合）有効な運転免許の保有や事故歴・交通違反歴などの懸念事項の有無について確認の上、事前に管理職の承認を得た運転者ですか？

自動車の状況

自家用車の場合

☐ ブレーキ機能、タイヤ状態の確認（損傷の有無、適切な空気圧、路面状況に応じたタイヤ等）、ランプ類の点灯、エンジンオイルや冷却水の量などに異常はありませんか？

☐ 有効な車検証を備え付けていますか？

☐ 使用する自動車について、適切な保険に加入していることを確認しましたか？
※ 自動車損害賠償責任保険への加入は法律上の義務です。併せて、任意保険にも加入しましょう（運転者の保険適用範囲など補償内容も確認しましょう）。

レンタカーの場合

☐ 貸渡証を携行していますか？

2026年6月　文部科学省・国土交通省

Ⅲ　地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1　推進体制の整備
（１）地方公共団体における体制整備
（２）国・県・市町等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
（３）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
（４）関係団体等・大学・民間企業との連携
2　各種課題への対応
（１）運営団体・実施主体の整備等
（２）指導者の確保・育成
（３）活動場所の確保
（４）活動場所への移動手段の確保
（５）生徒の安全・安心の確保
（６）障害のある生徒の活動機会の確保
3　生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

Ⅳ　学校部活動の在り方

1　適切な運営のための体制整備
（１）学校部活動に関する方針の策定等
（２）指導・運営に係る体制の構築
2　適切な指導及び安全・安心の確保
（１）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
（２）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
（３）競技ごとの指導手引きの普及・活用
3　適切な活動時間・休養日等の設定
4　生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術団体の整備
5　安全管理と事故防止

（５）生徒の安全・安心の確保

素案	最終案
○　地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体や補償制度、保険の取扱い等については、県は運営団体・実施主体等や関係者への周知・啓発に努め、市町等は、これらの情報共有や理解促進を図るものとする。	○　地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体や補償制度、保険の取扱い等については、県は運営団体・実施主体等や関係者への周知・啓発に努め、市町等は、これらの情報共有や理解促進を図るものとする。 ○　地域クラブ活動における遠征等を含めた移動については、生徒たちの安全確保が何より重要であるため、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、国通知にある対策を徹底し、事故防止等に取り組む。 【国通知】 ・令和８年５月19日付８ス地ス第８号「部活動の遠征等における安全確保について（通知）」 ・令和８年６月30日付８文科教第681号「『学校教育等に関する移動の安全確保のための対策』のとりまとめについて（通知）」 ※別表③を参照。

５　安全管理と事故防止

素案	最終案
○　平素から、生徒一人ひとりの健康管理に努めること。また、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する感染症予防に関するガイドライン等を参考にし、感染予防対策に努めること。	○　平素から、生徒一人ひとりの健康管理に努めること。また、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する感染症予防に関するガイドライン等を参考にし、感染予防対策に努めること。 ○　学校部活動における遠征等を含めた移動については、生徒たちの安全確保が何より重要であるため、学校は、国通知にある対策を徹底し、事故防止等に取り組むこと。 【国通知】 ・令和８年５月19日付８ス地ス第８号「部活動の遠征等における安全確保について（通知）」 ・令和８年６月30日付８文科教第681号「『学校教育等に関する移動の安全確保のための対策』のとりまとめについて（通知）」 ※別表③を参照。

別表３

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和８年６月）概要 ①

令和８年５月、部活動の遠征のためのバスによる移動中に死傷者が出る重大な事故が発生したことを受け、文部科学省と国土交通省は「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」を設置し、自動車による移動時の安全確保について対策をとりまとめた。

１．事故の概要

○ 令和８年５月６日、学校法人北越高等学校の部活動の遠征のため、**マイクロバスによる移動中に、生徒に死傷者が出る重大な事故が発生**

○ **事故に至る経緯等**については現在も捜査中であるが、**北越高校と蒲原鉄道との間で認識が異なっている状況**。両者は、当該バスの手配について、**事前に見積書や契約書を交わしていなかった**と回答

２．今後の対策

○ **教育課程内の活動**においては、移動が必要となる場合、**原則、公共交通機関、貸切バス等又はスクールバスを利用することが基本。教育課程外その他の活動**においても、特に長距離・長時間の移動が必要となる場合、**地域の実情も踏まえつつ**、利用可能な範囲で、**公共交通機関等の利用も含めて移動手段を検討**することが重要

（１）ガバナンスの徹底

○ **学校の設置者は**、学校教育等における移動の安全確保について設置する学校に対して**適切に管理運営。学校及び交通事業者等は**、安全確保のための措置について、契約内容等の書面での確認を含め、**担当者任せにせず、組織として対応**

○ **学校の管理職は、学校における「安全管理の責任者」**であり、学校外で行う部活動を含む学校管理下の校外活動のための児童生徒の引率計画や教職員の出張について、**書面等による事前承認を含む安全管理を徹底**

○ **学校は**、児童生徒の校外活動の計画について、書面等により、**保護者に対して事前に連絡**

（２）適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

○ **学校は、法令に基づく許可又は登録を受けた交通事業者等であることを確認**するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考にするなど、**適切に交通事業者等を選定**

○ **貸切バス事業者、レンタカー事業者、旅行業者は、事前に学校に対して書類の交付が必要な場合、適切に交付**

○ **学校、交通事業者等ともに**、自動車の利用前に、**見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化。契約に関する書面については整理して保存**

別表３

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和８年６月）概要 ②

（３）レンタカーでの契約の在り方

○ **学校は**、レンタカーを利用する場合、**レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず**※1 **、自らが借受人となってレンタカー事業者と契約**を行い、貸渡証を受領し、当日携行

○ **学校は**、レンタカー契約に際して、**実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記**するとともに、マイクロバスを借り受ける場合における運行区間、行先、利用者人数、使用目的等を網羅的かつ適切にレンタカー事業者に申請

○ **レンタカー事業者以外の事業者等は、学校に代わってレンタカーを手配しない**※1

※1 法令上の登録を受けた旅行業者等を介してレンタカーを手配する場合を除く。

（４）自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活用

○ **学校の教職員は**、部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、自家用自動車やレンタカーを使用する場合、「**安全管理チェックシート**」を参考に、**①事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認、②当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認**を行う

その際、**学校の管理職は**、引率計画や移動計画等について、書面等による**事前承認を徹底**


安全管理チェックシート

（５）運転者の手配の在り方

○ **学校は**、自家用自動車やレンタカーの使用の際には、**学校自らの責任で、運転者を直接手配**すること又は**関係法令で認められている事業者等**※2**に直接依頼し、適切に契約**

○ **事業者等は**、関係法令で認められている場合を除き、**運転者の手配の依頼があっても、手配しない**

○ **学校は**、その責任において手配する運転者について、**適切かつ有効な運転免許を保有**していることや、**事故歴・交通違反歴等**の懸念事項がないことを**事前に確認**

※2 自家用自動車管理業者や許可を受けている労働者派遣事業者又は職業紹介事業者等

（６）教職員等の同乗について

○ **学校は**、児童生徒の発達段階も踏まえつつ、**自動車に教職員等**（部活動指導員、保護者等も含む。）**が同乗することが望ましい**ことを踏まえ、**必要な教職員等を適切に配置**

（７）安全意識の啓発・研修等

○ **学校の設置者は**、学校の管理職や児童生徒の引率において運転者となることが想定される教職員を対象として、安全管理の責任者や運転者としての**安全意識の啓発・研修等を実施**することが望ましい

○ **学校の管理職は、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努める**とともに、**国土交通省の地方運輸局等においても**教育委員会や都道府県私学担当部局その他校長会・教頭会等が学校の管理職に対して研修を実施する際に、運輸安全マネジメントの啓発を行うなど、**研修への協力に努める**

＊部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、適宜読み替えて適用する。

③パブリック・コメントを踏まえた対応